

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社ソフト工房と派遣従業員代表 伊藤 美穂 とは、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第1条 本協定は、派遣先でソフトウェア開発技術者の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 株式会社ソフト工房は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2」のとおりとする。

(1) 比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、「令和6年8月27日職発0827第1号「労働者派遣法第30条の4第1項第2号イの同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」(以下「通達」という。)に定める「職業安定業務統計」(厚生労働省)の「ソフトウェア開発技術者」とする。

(2) 通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第6条のとおりとする。

(3) 地域調整については、就業地が愛知県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「愛知県」により調整

(4) 退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」については、通達の第3の4に定める合算により比較する方法とし、その額を別表1の「2」に定める額に5%を乗じた額（1円未満の端数切り上げ）とする。

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

(1) 別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(2) 別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク：10年

Bランク：3年

Cランク：0年

2 株式会社ソフト工房は、第7条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給の昇給を行うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派

遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

(基本給及び賞与の決定)

第7条 基本給及び賞与の決定は、1年ごとに業務内容、勤務成績、業績等を総合的に勘案して決定します。勤務評価は公正に評価することとし、その勤務評価結果に基づき、別表2の備考1のとおり、賞与額を決定する。

(賃金以外の待遇)

第8条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とする。

(教育訓練)

第9条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

令和7年3月10日

株式会社ソフト工房

代表取締役

柳原 崇



株式会社ソフト工房

派遣従業員代表

伊藤 美穂



別表 1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額
(基本給及び賞与の関係)

			基準値及び基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						
			0 年	1 年	2 年	3 年	5 年	1 0 年	2 0 年
1	ソフトウェア開発技術者	通達に定める職業安定業務統計	1,457	1,690	1,811	1,850	1,938	2,177	2,612
2	地域調整	(愛知県) 104.8	1,527	1,772	1,898	1,939	2,032	2,282	2,738
3	退職後(5%) 上乘せ後		1,604	1,861	1,993	2,036	2,134	2,397	2,875

別表 2 対象従業員の基本給及び賞与の額

等級	職務の内容	基本給額	賞与額	合計額		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の能力・経験
Aランク	上級ソフトウェア開発技術者（AI 関係等高度なプログラム言語を用いた開発）	1,600～	800	2,400		2,397	10年
Bランク	中級ソフトウェア開発技術者（Web アプリ作成等の中程度の難易度の開発）	1,360～	680	2,040	≥	2,036	3年
Cランク	初級ソフトウェア開発技術者（Excel のマクロ等、簡易なプログラム言語を用いた開発）	1,100～	550	1,650		1,604	0年

（備考）

- 賞与については、1年ごとの勤務評価の結果により、A評価（標準より優秀）であれば基本給額の60%相当、B評価（標準）であれば基本給額の50%相当、C評価（標準より物足りない）であれば基本給額の40%相当を支給する。
- 未だ勤務評価を実施していない対象従業員については、C評価（標準より物足りない）とみなして支給する。
- 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と比較するに当たっては、賞与額は標準的な評価であるB評価の場合の額によることとする。